

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年12月17日(火)午前8時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松枝 正浩 君	副委員長	前島 広紀 君
委員	山口 仁美 君	委員	川窪 幸治 君
委員	愛甲 信雄 君	委員	徳田 修和 君
委員	厚地 覺 君	委員	植山 利博 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	山田 龍二 君	議員	宮田 竜二 君
議員	有村 隆志 君	議員	新橋 実 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町 貴 君	総務部参事兼財政課長	小倉 正実 君
財政課主幹	村岡 新一 君	財政課財政グループサブリーダー	堀ノ内 周作 君
企画部長	有馬 博明 君	企画部参事兼地域政策課長	出口 竜也 君
企画政策課主幹	貴島 俊一 君	地域政策課中山間地域活性化G主任主事	藤田 友成 君
市民環境部長	橋口 洋平 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
環境衛生課長	楠元 聡 君	スポーツ・文化振興課長	浮邊 文弘 君
国民体育大会推進課長	有満 孝二 君	環境衛生課主幹	末松 正純 君
スポーツ文化振興課主幹	上小園 拓也 君	国民体育大会推進課主幹	笹峯 毅志 君
市民活動推進課市民環境政策グループ長	山口 留美子 君	国民体育大会推進課総務・企画グループ長	崎元 隆一 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループサブリーダー	原田 聡 君	環境衛生課衛生施設グループ主査	四本 久 君
保健福祉部長	茶園 一智 君	医療センター整備対策監兼保健福祉政策課長	西田 正志 君
保険年金課長	末原 トシ子 君	保険年金課主幹	本村 浩孝 君
保健福祉政策課政策グループ長	野村 譲次 君	農林水産部参事兼農政畜産課長	八幡 洋一 君
農林水産部長	田島 博文 君	農政畜産課農林水産政策グループ長	鮫島 政昭 君
農政畜産課主幹	池之上 徳幸 君	農政畜産課農林水産政策グループサブリーダー	豊田 理津子 君
農政畜産課畜産グループ長	中吉 康昭 君	商工振興課長	池田 豊明 君
商工観光部長	武田 繁博 君	商工振興課主幹	梶 敏行 君
商工振興課企業振興室長	住吉 謙治 君	まちづくり調整監	池水 清人 君
商工振興課企業振興室主任主事	春口 康太 君	土木課長	西元 剛 君
建設部長	猿渡 千弘 君	都市計画課課長補佐	小松 弘明 君
建設政策課長	川路 和幸 君	土木課主幹	八重山 純一 君
都市計画課長	三島 由起博 君	建設政策課政策グループ主査	米元 利貴 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	教育総務課長	西 敬一朗 君
都市計画課都市整備グループ長	深迫 康幸 君	社会教育課長	新門 勝利 君
教育部長	中馬 吉和 君	学校教育課長補佐	今村 靖 君
学校教育課長	芝原 睦美 君	教育総務課主幹	立野 博 君
学校給食課長	堀ノ内 敬久 君		
社会教育課課長補佐	慶田 弦 君		

学校教育課主幹	福永 清美 君	社会教育課主幹	三好 健一 君
学校給食課主幹	徳田 章 君	隼人学校給食センター主幹	安栖 賢一 君
学校教育課指導事務グループ長	加治木 敏 君	教育総務課政策グループリーダー	内村 光孝 君
学校教育課学事グループ主任主事	濱田 さやか 君	学校教育課学事グループ主事	岩下 晃久 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第169号 令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について

議案第170号 令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前8時59分」

○委員長（松枝正浩君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る12月9日の本会議で付託されました議案2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第169号 令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について

○委員長（松枝正浩君）

まず、議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について、はじめに総括について、執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について、総括を御説明申し上げます。今回の補正予算は、体育施設における屋根の防水改修などの維持管理に要する経費や教職員の事務負担の軽減に向けた統合型校務支援システムの導入に要する経費、令和2年度の教科書改訂に合わせたデジタル教科書購入に要する経費を主な内容としております。歳入につきましては、特定財源としまして、それぞれの事業に係る国県支出金を、一般財源としまして、平成30年度からの決算剰余金の一部及び地方交付税のうち、普通交付税の予算額と決定額の差額の一部等を計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ4億809万5,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ632億2,689万5,000円としようとするのと同時に、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行おうとするものです。なお、債務負担行為の補正のうち、指定管理業務に係る18件の設定は、他の常任委員会に付託された議案第146号から第163号までの指定管理者の指定に併せて行うもので、期間は、本年度から令和4年度までとする霧島市営住宅等指定管理業務を除き、本年度から令和6年度まで設定しており、限度額は全て指定管理者との協定で定める管理費用としております。次に、総務部の関係につきまして、御説明を申し上げます。今回の補正予算で、総務部に関するものは、歳入の地方交付税及び繰越金のみになります。引き続き、財政課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）に係る財政課所管の予算について御説明いたします。令和元年度一般会計補正予算（第7号）に関する説明書の11、12ページをお開きください。（款）12地方交付税（項）1地方交付税（目）1地方交付税（節）1地方交付税の1億179万8,000円の増額は、普通交付税の予算額と決定額の差額の一部を予算編成のための一般財源として計上するものです。次に、19、20ページをお開きください。（款）21繰越金（項）1繰越金（目）1繰越金（節）1繰越金の2億4,788万2,000円の増額は、決算剰余金の一部を予算編成のための一般財源として計上するものです。以上で、説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今後、来年の3月まで予算が続いていくわけですが、緊密に言えば出納閉鎖まで続いていくわけですが、今回の補正を受けて、来年度の計画と言いますか、大きな予算の支出があるのでしょうか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

今回の補正予算を受けてということではございませんけれども、国におきましては、国の第1号補正予算が12月13日に閣議決定が行われ、年明けの通常国会に補正予算案を提出するともされているようでございます。本市におきましては、今後、その動向を見極めながら、それに関連する事業を実施する際には、今後の補正予算において提案することになると考えておきまして、そういうものの補正予算が出てきた際には、それに伴いまして、本市の補正も増額することになるのではないかと考えております。ただ、今年度の補正、当初予算に計上した経費等につきましても、今後の3月補正の時点において精査していきながら、3月補正を行っていくこととなりますので、その予算編成の段階でまた見極めていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、先ほど口述書でもあったんですけど、指定管理部分について令和6年度までということの一つの期限にしているわけですが、市営住宅等の指定管理業務については令和4年度までと。ほかの指定管理の期限から見ると少なくなっているんですが、ここは、私が委員会が違うものですから、なぜこういうことになるのか、その理由は何なのかを教えてください。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

指定管理者制度を導入しまして、当初の指定管理者制度を開始した際には、制度の運用状況等を確認するために3年間としていたところでございました。今回、市営住宅等の指定管理業務を行うに当たりましては、最初でありまして、そのときと同様に3年間としていたところでございます。また、それ以外につきましては指定管理者制度において、既に運用している施設等でありまして、5年間としたところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで総括の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時 8分」

「再開 午前 9時10分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（有馬博明君）

議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、企画部関係の補正予算につきまして、御説明します。今回の補正予算は、地域政策課が所管する移住定住促進補助事業について、県の補助事業を活用し、拡充するための増額補正です。詳細につきましては、担当課長が説明しますので、御審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

地域政策課関係について御説明します。まず、議案等の記載箇所ですが、令和元年度一般会計補正予算（第7号）の3ページ、9から10ページ、21から22ページ、また、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）等説明資料の2ページに記載しています。それでは、歳出補正の内容について、霧島市一般会計補正予算（第7号）等説明資料に基づき御説明します。2ページをご覧ください。（款）総務費（項）総務管理費（目）霧島ふるさと元気再生事業費の補正額は、移住定住促進

補助事業の拡充として160万円の増額を計上しています。内容としましては、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」を受け、県と市町村が共同して取り組む移住就業・起業支援事業を活用し、東京23区から本市へ移住し就業する人を募り、移住定住の促進を図るとともに、中小企業等における人手不足の解消を図ろうとするものです。その移住者に給付する移住支援金として2件分160万円を計上しています。続いて、歳入の特定財源に係る補正については、補正予算書の中の一般会計補正予算（第7号）に関する説明書15ページに記載しています。15～16ページをお開きください。

（款）県支出金（項）県補助金（目）総務費県補助金（節）移住就業・起業支援事業費については、移住支援金の財源として県からの補助金120万円を計上するものです。以上で、説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（愛甲信雄君）

移住者の給付する移住支援金として2件分160万円とありますが、ここを詳しく説明してください。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

お手元の資料をご覧ください。上の段の事業の概要等の中ほどに支給額ということで、移住された方が二人以上の世帯ですと100万円。単身世帯ですと60万円を支給することとなっています。これを一人分ずつ2世帯分を計上して160万円を計上したところでございます。

○委員（愛甲信雄君）

2件分ということは、既に予約というか、そういうのがありますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

資料の左側に東京23区から霧島市に移住とあるのですが、その下に記載してあります令和元年10月3日が、この制度の開始日でございます。県が制度を開始した日でございます。資料の事業の概要等の中ほどに、申請できる期間は移住した日から3か月以降1年以内ということで、この10月3日の3か月後であります。最短でも1月3日以降の申請になるということで、現在のところは、内定とか予約という情報は入っていないところです。

○委員（川窪幸治君）

確認させてください。この資料の右下に、県全体で移住就業者・起業者数は140名ということになっていて、霧島市では年間6名で補正で2名という説明があるのですが、霧島市は6名というような、このような決まりがあつてのことなんでしょうか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

今回の補正につきましては2名、年間を通じて6名ということでございますが、この数字につきましては、鹿児島県の計画の中で、ある意味、市町村に割り振られた人数でございます。もともとは、東京首都圏への転入、転出で、転入の超過分がもとになっていまして、国としましては年間1万人を地方のほうに移住していただくという計画を立てております。それを全県で割り振りまして、その人数が鹿児島県では年間140人の移住者数を目標としております。それを更に県内で割り振りまして6人という割り当てになっております。

○委員（山口仁美君）

この移住者に関しての要件の中に、例えば雇用形態であったり、年齢といったような条件はありますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

雇用の形態につきましては正確な情報を持ち合わせていませんので、また調べます。基本的には正社員だと思われまふ。【6ページに訂正あり】あと、年齢制限はございません。

○委員（山口仁美君）

法人の要件の中に、官公庁ではないこととか、大企業ではないこととかということが書いてあるんですけども、例えば正社員で、このくらいの年収の所に就いてほしいというような思惑みたいなものがあるのかなのか、どうでしょうか。

○企画部長（有馬博明君）

県のパンフレットによりますと、特に年齢制限うんぬんということはどうもございませんで、うたってある条件は、この直近の5年以上、東京23区に在住、あるいはよそのまちからその23区の人に通勤していた人で、令和元年10月3日以降に、その23区に住んで、こちらのほうに移住を希望する方ということで、特に年齢制限がうんぬんということではないです。5年以上継続して鹿児島県に住む意思があるかということになっていきますので、動いた瞬間から5年間は毎年、その企業にいますかというような確認等もやっていくことになろうかと思っています。

○委員（前川原正人君）

今回の事業は拡充という位置付けをされていらっしゃるわけですが、先ほどの説明の中で、名称が移住就業・起業支援事業ということで、一つの移住定住策ではありますが、これまで行ってきた移住定住の事業とは別枠ということでもいいのか、お示してください。

○企画部長（有馬博明君）

霧島市内によその地域から移住していただくという基本的なところは同じですので、同じ事務事業の中に入れたわけでございます。これまでの移住定住というものは、年齢制限は60歳以下ということがございましたけれども、職業にこだわらず、中山間部を中心として移住していただくということについての支援でした。今回は、資料にある七つの法人の要件がございますけれども、これに該当する企業に働くということが条件で、東京23区から移住を図るというものでございます。したがって、先ほど課長からありましたけれども、東京一極集中の就労人口を全国に分散しながら、そして移住を図っていくという、呼び水にしようという国の政策に県が応じて、やるものでございます。これまでは市の事業につきましては、ふるさと基金とかふるさと納税関係の特定財源を充てたりとということでもございましたけれども、今回につきましては、ここに書いてございますように国県の補助をいただいて、先ほど歳入で説明いたしましたけれども、160万円のうち、120万円は特定財源として国から県を通しての県補助があることも特徴的かと思います。

○委員（前川原正人君）

確かに、移住定住を促進させるという一つの手法といいますか、仕掛けができた。それを活用しようということなんですけれども、問題はそれをどうアピールしていくのか。どこでそういう機会を得て、そういう人たちを集めていくのかということが、まずは先決になっていくと思うんですが、その辺の取組方法についてはどう考えているのか。お聞きしておきます。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

この事業につきましては、国のほうで地方創生の一環で、全国的に展開をしている事業でございます。ホームページと致しましては、国の地方創生の総合サイトのほうでも、全県の地図を表示して、県をクリックすれば、その地域の求人情報が見られるようになっているところでございます。県に聞いたところ、現在のところは求人の一覧がエクセルベースで載っているわけでございますが、年度内には改善をして、職種や条件を入力して抽出ができるようなマッチングサイトに改良したいという意向でありました。そして、かねて中央におきまして、県が主催して企業説明会、U・I・Jターン説明会等もされております。そういった中でも引き続きPRをしていく予定となっております。

○委員（徳田修和君）

これも県と共同でのということですが、あくまでも県が事業計画書を出していることで、県の事業という性格が強いのかなと思います。ですので、前川原委員からありましたけれども、PR関係で、広報に対して本市が負うべき費用と言いますか、予算計上が今後出てくる可能性があるのでしょうか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

マッチングサイトの作成、そういったものにつきましては、県が取りまとめておりますので、各市町村それぞれの負担というのは、今のところないということでございます。ただ、補正予算を可

決していただきましたら、広報誌とかホームページ等で、霧島市内の企業にということでPRに努めて生きたいと思います。

○副委員長（前島広紀君）

市の移住定住促進の政策と、今回のこの政策のすみ分けと言いますか、二つ合わせて使うことはできないだろうと思うんですけども、その辺りのすみ分けの判断の仕方は、どういうふうを考えておられますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

今回の県が主体となった事業につきましては、各市町村が行っている移住定住の補助制度との併給の制限などは一切ございません。先ほどございましたとおり、本市としましては、霧島市内における公平性というものがございまして、今のところは公平性を保つ観点から併給はしない方向で検討しています。

○委員（前島広紀君）

その辺りの判断の仕方、これは例えば、ある人が移住して来られたとして、県の事業で来たのか、市の事業で来たのか、その辺りの判断の仕方というのは、どういうふうを考えているかということをお聴きしたいんですけども。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

今回の事業につきましては、移住されてきた方は鹿児島県のほうに申請をすることになっておりまして、そして各市町村に情報が渡されて、各市町村のほうで支給事務をするという段取りとなっております。したがって、この事業を適用するというのは、その申請書で明らかになるようになっていましてございまして。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで企画部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時29分」

「再開 午前 9時31分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。出口課長より発言を求められておりますので、許可します。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

先ほど山口委員から、移住支援事業につきまして、就労の形態について制限があるのかということでございました。就労形態について制限はございませんが、雇用保険の適用になるということが一つの条件となっております。

○委員長（松枝正浩君）

次に、市民環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（橋口洋平君）

議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民環境部に関する補正予算について、御説明申し上げます。今回の補正予算は、国民体育大会の会場となる施設の不具合の修繕や、来年4月に行われる東京2020オリンピックの聖火リレーに要する経費について、増額補正を行うとともに敷根清掃センター施設整備基本構想・基本設計等事務に係る債務負担行為を設定しようとするものです。詳細につきましては、スポーツ・文化振興課長及び環境衛生課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、スポーツ・文化振興課及び国民体育大会推進課に関する分についてご説明いたします。令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）は31ページから32ページ、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）等説明資料は4ペ

ージから5ページです。補正予算等説明資料の4ページをご覧ください。社会体育振興費の社会体育総務管理事務事業につきましては、来年4月28日に霧島市で行われる東京2020オリンピックの聖火リレーに要する経費として、のぼり旗や小旗等の消耗品費に40万円、ポスター・チラシの印刷製本費に26万円、東京2020オリンピック聖火リレー鹿児島県実行委員会への負担金として1,155万8,000円を計上しております。次に、補正予算等説明資料の5ページをご覧ください。社会体育施設費の体育施設維持管理事業につきましては、国分運動公園受変電設備改修工事に3,480万円、溝辺体育館の屋根防水改修工事に8,170万円、牧園アリーナの屋根防水ほか改修工事に1億8,350万円、合わせて3億円の工事請負費を計上しております。また、国分運動公園の芝を管理する芝刈機と、刈り取った芝を集めるための機械を購入する費用として、700万円を計上しております。次に、国民体育大会施設等整備事業につきましては、競技別リハーサル大会において課題となりました各国体競技会場の不具合のあるトイレを改修する経費として500万円、ジャズ体操の会場となります国分海浜公園屋内運動場の床が傷んでおりますことから、床研磨に係る経費として200万円、合わせて700万円の修繕料を計上しております。以上で、説明を終わります。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

環境衛生課に関する令和元年度一般会計補正予算（第7号）について、説明いたします。令和元年度一般会計補正予算（第7号）の6ページをお開きください。今回の補正予算での債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為の補正のうち、敷根清掃センター施設整備基本構想・基本設計等業務です。内容としては、ごみ処理施設整備予定地の測量・造成設計を行う測量・敷地造成設計業務委託と施設整備が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査・予測・評価し、適切な生活環境保全対策等を検討立案する生活環境影響評価業務委託に業務を追加するものです。限度額は760万5,000円で、期間は平成元年度から令和2年度までとしております。以上で、環境衛生課の説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

聖火リレーの関係で、のぼり旗・小旗40万円、ポスター・チラシで26万円が計上されているようですが、数が分かればお示してください。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

まず、のぼり旗が200枚、小旗が5,000本、ポスターが400枚、チラシが5万枚を予定しています。

○委員（下深迫孝二君）

説明資料の5ページです。備品購入費ということで、芝刈機と芝刈集草用アタッチメントで700万円計上されていますけれど、何台買えば、こういう金額になるのか。こういうときは何台かも記載してもらえば、聴く必要はないと思いますが、教えてください。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

今回の備品購入につきましては、芝刈機を1台、芝刈集草用アタッチメントを1台。ただし、この芝刈集草用アタッチメント付ける際には、芝刈機も付属して買わなければいけない関係で、芝刈集草用アタッチメントには芝刈機も別途入ってまいります。ロータリーモアいうものが入ってまいります。それからトラクターの後に付ける油圧ポンプの機械を取り付ける関係で、その部分も減っています。ですので、芝刈機が2台、集草用のスワイパーが1台ということになります。

○委員（厚地 覺君）

関連ですが、ここの芝の面積は幾らですか。【14ページに答弁あり】

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

陸上競技場と多目的広場がございます。資料を持ち持ち合わせておりませんので、後ほど報告いたします。

○委員（厚地 覺君）

先ほどの説明で分かりにくかったのですが、乗用型の芝刈機ですか。それともトラクターで牽引するようなものですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

トラクターに付けるロータリーモアが1台、それから乗用の芝刈機が1台ということになります。

○委員（厚地 覺君）

乗用型にしても、アタッチメントを付けて最高200万円もすれば甲の上なんです。面積にして幾らあるか分かりませんが、トラクターでやるということは、跡が付いたり、問題はないですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

芝の管理につきましては通常、トラクターの後ろにいろいろなアタッチメントを付けて芝刈りをしておりまして、これは、全国どこの陸上競技場におきましても同じような形でやっておりますので、問題はないというふうに思います。

○委員（厚地 覺君）

これは運動公園専用ですか。365日使うわけではないでしょうけれど、ほかにも貸し付けてやるという考え方ですか。700万円も掛けて無駄ではないですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

芝刈りにつきましては、来年夏の鹿児島国体のサッカー競技の会場となっております。ほかにも冬にはJリーグのキャンプが来たりというようなことがございます。陸上競技場、それから多目的広場の芝につきましては、夏は基本的には2日に1回ぐらい、春秋で4日に1回程度刈り込むことが芝管理上は適切であると言われております。陸上競技場と多目的広場と、それぞれの芝を刈るためには、夏場は、ほぼ毎日フル稼働をしなければ追いつかないというような状況になっておりますので、今回、新たに補正をお願いしようとするものでございます。

○委員（徳田修和君）

聖火リレーの運営等に要する経費のところなんですけれども、資料4ページ、東京2020オリンピック聖火リレー鹿児島県実行委員会負担金で、ここの負担金が幾らで、割合の根拠とか、そういうものが示せれば、お示してください。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

東京2020オリンピック聖火リレー鹿児島県実行委員会への霧島市からの負担金でございます。霧島市に係る全体的な経費としましては、約3,467万円で、そのうち、霧島市の負担分は三分の一でございます。

○委員（徳田修和君）

その3,467万円は、どういう割り振りでなったのかは確認できますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

3,467万円につきましては、聖火リレーを運営するために必要な経費ということでございます。鹿児島県内各地で行われますけれども、通るルートで状況が違います。本市の場合は、まちの中心部を通る形になる関係で、警備員の数とか非常に掛かるということでございます。事前告知の看板、それから当日の看板、警備員、進入禁止の看板とか、コーンとかバーとかです。あと、ボランティアにつきましても、たくさんのボランティアを要するというので、全体としましては3,467万円程度の規模になっているところでございます。

○委員（徳田修和君）

行政面積であったり、人口割合ではなくて、運営に対するものを考慮しての割合ということで理解すればいいですね。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

今回の聖火リレーにつきましては、道路を全面通行止めにする関係で、1か月くらい前の早い段階から、市民の方々、それから市外から霧島市の道路を通られる方など、いろいろな方々に知って

いただきたいというような部分での告知もございますので、そのような大きな経費になっているところがございます。もう一つは、やはり事故が起きないように、安心安全に確実に運営できるようにということで、そのような経費になっているところがございます。

○委員（前川原正人君）

聖火リレーの関係で、現段階で、出走する方たちは既に決まっていますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

ランナーにつきましては、鹿児島県の実行委員会が募集した枠とスポンサーが募集している枠がございます、スポンサー枠に関しては全く分かりません。県を通じて募集した枠につきましては、県の実行委員会のほうで最終段階になっているかと思えます。

○委員（前川原正人君）

敷根清掃センター施設整備基本構想・基本設計等業務の債務負担行為として、760万5,000円が予定されているわけですが、先ほどの口述の中で、施設整備が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査・予測・評価をするということも含まれているわけですが、このエリアについては、どの程度を予定していますか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

この生活環境影響調査につきましては、騒音とか臭気とか希少動物とか、そういったものをいろいろと全般的にやっております。例えば敷根地区の清掃センター入口のエリアから福山の小廻地区、それから国道10号の上に乗った地点、円をぐるっと回せば似たような距離になりますので、そういった所で臭気であるとか騒音であるとか、それぞれのポイントで調査をしてくるところです。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今回の環境影響調査につきましては、昨年からの件については業務委託を致しておりますけれども、一部で希少生物が発見されたので、そのことについて少し詳しく調べる必要が生じまして、その部分を追加するというところがございます。委員の御質問でありました範囲については、過去に契約したもので変わりはありませんけれども、今回の追加はそういうところがございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、希少生物が出れば、やらなければいけないわけですが、錦江湾の水質まで全て含まれているという理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

今回の調査には、錦江湾の水質を含まれていません。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、以前、地域との基本協定、小廻地区と協定を結んだ経緯があるわけですが、その内容の変更というのは、以前のもので、そのまま進んでいるという理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

敷根清掃センターの件だと思うのですが、福山の小廻地区でございます。そちらと協定を結んでいる内容が、敷根清掃センターの横にある管理型の一般廃棄物最終処分場、その件の協定を結んでおりますので、これとは別になります。

○委員（愛甲信雄君）

溝辺体育館の屋根防水改修工事とありますが、ここは過去に改修しなかったですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

昨年、溝辺体育館の屋根の改修は一部、防水工事を行っております。今回は、その場所からではないのですが、また違う場所と想定される所から雨漏りがありましたので、そこまで含めた形での改修工事を行うこととなります。

○委員（愛甲信雄君）

多額のお金を掛けてするわけですから、最初のその調査とか、そういうものを全てやって、前回したのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

前回、雨漏り箇所の改修工事をするに当たって、屋根から高圧で水をかけたりしました。当時、同時に屋内のLEDライト、照明を改修をする足場を組んでおりましたので、上から水をかけて、近くから見て、どこから漏るかというところまで想定しまして、防水をしたところではあります、その後、想定していなかった別の所から雨漏りがあったということです。

○委員（愛甲信雄君）

今度の8,170万円の工事で完全に防ぐ確証はありますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

溝辺体育館にはトップライトという明かり取りの部分もあります。また換気口でアルミパネルがしてあるような所もあります。そういう部分をしっかりとコーキングをやるということ。また、トップライトは明かりを取るものなのですが、バレーボールのときにまぶしいということで、室内のほうからその明り取りを塞ぐような措置がされているものですから、今回、確実に防水したいということで、そのトップライトも金物で覆うという形で考えています。前回止められなかったということもありますので、今回の工事できちっと止めたいと考えています。

○委員（愛甲信雄君）

そのときの足場代は幾らでしたか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

足場だけの経費は今のところ持ち合わせていないんですが、昨年、工事をした際には、契約額で1,668万6,000円というような経費が掛かっています。

○委員（愛甲信雄君）

今後は1回で止めるように確実な調査をしながら、してください。要望です。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

当時、止めたいということで調査をしてやったんですけれども、今回、それ以外の所から見付かったということですが、2回目になりますので、しっかりと調査をして行いたいと重います。

○委員（山口仁美君）

関連で、全体の屋根の面積、それから前回のものも含めて、今回の工事までで済む面積を教えてください。あと、以前の予算審査のときにも、全体に費用を掛けてしまうと、経費が多額なので、今回は1回で止めるのという説明があって、委員からは全体をやったほうがいいのかという意見も出たかと思うんですけれども、今回、計上されている費用まで含めて、現段階で補修にどのくらい掛かっているのかということも教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

屋根面積に関しましては、全体で3,816㎡です。昨年、実施した箇所が1,206㎡ということになります。前回、全面をやったほうがいいのかという意見を頂きまして、我々としては全面やるという判断もあったんですけれども、最小限の経費で最大の効果を出したいということで、全面ではなくて、漏れているだろうという箇所の想定をしまして、設計をして施工したところです。今回、はっきりとどこだということは特定できていないんですけれども、今回、しっかりとやって、止めていきたいと考えています。

○委員（山口仁美君）

今回の工事までで済む面積、今回、工事をする予定の面積を先ほど聞いたんですけれども、もし分かれば教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

屋根面積は3,816㎡ありまして、このうち、前回施工したのが1,206㎡あります。ただ、屋根の改修工事というのは、これを除いた所というわけではなくて、前回やった所と接触する部分、そういう所は重なるので、そういう所も含めると3,816㎡から1,206㎡を引いただけではなくて、もう少し広がるのかなと考えております。それから先ほど言いましたコーキング部分もありますので、

コーキングの長さ、あと、トップライトが6か所ありますので、その6か所には金物を被せていきたいと思います。

○委員（山口仁美君）

たればの話ではあるのですが、もし、前回、全面をしていたら2回に分けて、この重なる部分まではすることはなかったのではないかと思うんですけども、今回のこの工事までで全ての面積の防水工事が全て済むという理解でよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回の補修で、全ての屋根面の防水が終わるという考えでよろしいです。

○委員（川窪幸治君）

口述書で、リハーサル大会において課題となった国体競技会場の不具合のあるトイレを改修する経費として500万円とあるのですが、不具合のあるトイレが何箇所かあるのですか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

本年6月議会の新橋議員からの一般質問で陸上競技場と野球場の間のトイレの洋式化について御質問がございました。当時、当初予算で計上しておりませんでしたので、その部分を見ていなかったんですけども、そこは選手の動線になるということで一般が使うことはないというような御説明を致しました。今回、リハーサル大会を終えまして、選手の控え室が陸上競技場内にリハーサル大会で設置をしていたものも、本大会では野球場のほうに持っていく予定でございます。陸上競技場のメインスタンドのほうを選手のトイレとして利用を考えていたものが、近い場所となりますと野球場と陸上競技場の間のトイレになります。その洋式化、女子サッカーですので、女子トイレのほうを主に洋式化していくと。それと、体育館にありますトイレに清潔感を持たせようということで、清掃作業をいれるなど、全体的なものとして考えているものです。

○委員（川窪幸治君）

今、説明があったとおり、女性はトイレの環境には敏感ですので、しっかりやっていただきたいと思います。もう一つ確認です。ジャズ体操の会場になっている国分海浜公園屋内運動場の床が傷んでいるということで、研磨で200万円とあるのですが、私が以前見たときに、天井のプラスターボード割れていて気になったのですが、そこはきれいになっているということでいいですか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

委員が言われる所が、ちょっと私のほうでははっきり分からないんですが、天井部分に傷がある状況があります。そこは今回は入っていませんが、一部、明り取りの所から雨漏りがしている状況がございました。そこを既定予算の修繕料の中で改修をしていく予定でございます。

○委員（川窪幸治君）

今からされるということでしょうか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

一応、現地確認はしてみたいと思いますけれども、今回の補正予算には計上していないということでございます。

○副委員長（前島広紀君）

部長の口述で、今回の補正予算は、国民体育大会の会場となる施設の不具合の修繕や、ということですので、この件に関しまして質問いたします。予算説明資料の5ページの上の所ですが、社会体育施設費として3億1,400万円が計上されております。本市でいろいろな競技が開催されることは本当にうれしいことだと思いますけれども、国分体育館、国分運動場、牧園アリーナで国体競技が行われることは承知しているんですが、溝辺体育館でも競技がありますか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

ハンドボール競技の会場となっています。

○副委員長（前島広紀君）

そうしますと、そのほかのことも含めまして先ほどからありますジャズ体操の会場の件とか、全

て国体関係の費用ということになるわけですが、予算書31ページをみますと、3億1,400万円は全て一般財源なんです、市の所有物なので、いずれは修繕とかしないといけない時期が来るのかも分かりませんが、今回は国体に合わせてということも一つありますので、このことに関しましては、県の補助とか助成といったものは全くないわけですか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

委員が言われますとおり、今回は全て一般財源でございます。

○副委員長（前島広紀君）

国分体育館の空調関係とか、その辺りがどの財源だったのか覚えてないんですけども、これまでも国体関係で相当の費用を使っていると思いますけれども、これまでも全て一般財源ですか。それと、これから発生する可能性があるものも、全て一般財源で対応しないといけないのか、その辺りをお伺いします。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

国体の開催に当たりまして、市の財源を使わせていただいておりますことは、大変心苦しいと思っております。工事等については、維持管理の部分で、これまでかなり傷んでいる所をメインに行っていると思っております。既存施設の中で、国体だから、こういう形に変えないといけないという部分については、仮設として持っていこうと考えておりますので、今後の維持管理の中で、どうしても必要になってくるものを一般財源で補っていたり、補助等で補っていたりしています。参考までに申しますと、平成28年度から令和元年度までですけども、国体関係の予算、国分体育館の空調関係も国体が行われる会場ということで入れておりますけれども、委託料、工事請負費、修繕料、備品購入費等を合わせまして97件の約13億3,000万円ほどを使っております。そのうち、補助金等が入れられておりますのが、約半分の6億4,000万円ほどとなっているところでございます。ただ、先ほど来申しますとおり、国体を実施するから、こういう形でしないといけないというものではなくて、今後、体育館等を利用していく中で実施をしている形が大きいと思っております。

○副委員長（前島広紀君）

理解できました。補助金が約6億円で半分くらいあるということですので、理解できたわけですが、もし計算ができていましたら、先ほど13億3,000万円とおっしゃいましたけれども、最終的に、関連の予算というのは幾らくらい掛かりそうか、分かれば教えてください。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

施設の改修を伴うものと致しましては、今回の補正までと考えております。先ほどの数字は、今回の補正は入っておらず、大きな改修を含むものとしては今年度までと考えております。ただ、来年度、小さくて必要性のあるものが出てくるかもしれませんので、その辺につきましては新年度予算の中に計上しているものもあります。

○委員外議員（新橋 実君）

予算書を見て、内容が詳しく書いてないんですね。先ほど下深迫委員からもありましたけれど、全体で3億円とか、内訳が全然分からないんです。中身もできるだけ細かく書いてもらうようにしないと、予算常任委員だけが分かって、ほかの議員は分からないでいいのかと。部長、その辺については、どのように考えていらっしゃいますか。

○市民環境部長（橋口洋平君）

工事請負費3億円のところなんですけれど、この三つで3億円ということで予算をお願いしているんですけども、その三つのそれぞれのおおよその内訳というものは予算要求のときには上げているんですけども、確定的な額がはっきり出せないということで、こういった形で、国分運動公園と溝辺体育館と牧園アリーナを合わせて3億円というような表現をしたところです。委員のおっしゃるとおり、分かりにくいところがあるということですので、次回からは額がはっきり示せるように、説明資料を作っていきたいと考えております。

○委員外議員（新橋 実君）

委員外でも分かるような形で対応してください。あと敷根清掃センターのこともありました。地域のほうから説明会の開催等、いろいろ言われているようですので、しっかり説明して、地域から苦情が出ないように対応していただきたいと要望しておきます。

○委員外議員（山田龍治君）

聖火リレーの件でお尋ねしたいと思います。先ほどランナーの選定については、スポンサー枠と県の実行委員会枠とということでありましたけれども、せっかくこれだけお金を負担しているわけですから、地元の方々に走ってもらう。特に小学校、中学校、いわゆる義務教育の過程の中で記憶に残るように、子供たちが走るべきだと思いますけれども、そこに関して、市に権限があるものはないでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

鹿児島県の実行委員会を通じて、霧島市から県のほうにランナーを推薦できるのは1名ということでございまして、これつきましては公募を致しまして、その中で審査を行いまして、推薦しているところがございます。間もなく発表になるかと思っているところがございます。一応、鹿児島県の実行委員会枠が一人で、残りがスポンサー枠ということで、そこらについては、こちらのほうでは分からないところがございます。

○委員外議員（山田龍治君）

伴走者みたいなものはないのでしょうか。メインの方がいて、後ろで走る方々いらっしゃいます。その選定も実行委員会に委ねられているのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

伴走につきましては、組織委員会のほうから認められておりませんので、基本的にはランナーが一人ということになります。ただ、霧島市ではなくて、伊佐市の曾木の滝公園で聖火リレーがあるんですけれども、こちらではサポートランナーというのが認められておりまして、サポートランナーは霧島市から6名選んでくださいということで、小学校にチラシを送りまして申込みをしていただき、先日、公開抽選という形で6名を選ばせていただきました。この6名の小学生が、霧島市ではございませんけれども、伊佐市の曾木の滝公園を、聖火ランナーの回りをサポートランナーとして走ることにしています。

○委員外議員（山田龍治君）

実は、それは子供の資料で拝見いたしましたので、その件は周知していたんですけど、霧島市ではないのかなと思ひまして、いたずらで質問しました。そして、もう一つは、せっかく5,000本も小旗を作るということなので、伴走の日程が夏休み期間になるんでしょうか、それともその前になるんでしょうか。その中で、できれば子供たちが印象に残るような、私も子供のときに、県下一周駅伝とか、また行幸のときも、確か行った記憶があって、それが鮮明に記憶に残っているので、恐らく私は生きていた間は東京オリンピックないでしょうし、子供たちが、今度この機会があるというのは大分先になるでしょうから、そういった印象に残るものを、できるだけ子供たちに還元ができるような取組をしていただきたいことを要望しておきたいと思ひます。

○委員（山口仁美君）

牧園アリーナ屋根防水ほか改修工事に1億8,350万円が計上されているんですけれども、屋根防水のない内容といいますか、面積、全体なのかどうなのかということと、改修工事の内容を教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

改修の内容としましては、屋根全面の防水と外壁のクラックとかがありまして、建設以来、一度も外壁に関して手を入れていないということもありますので、今回、屋根改修と外壁の改修を予定しております。屋根の面積が5,373㎡となっております。

○委員（山口仁美君）

この工事については、屋根と外壁以外の工事は、特に必要なかったでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

屋根の防水と外壁の改修をしまして、外壁には撥水塗装をします。屋根面でコーキング等も行います。内部の改修は、今回の工事には入っておりません。

○副委員長（前島広紀君）

関連で、牧園アリーナの空調の使用料は、確か1時間当たり1万円ぐらいだったと思うんです。国分体育館は、はっきり覚えていないのですが、1時間当たり1,600円ぐらいだったと思うんですが、この空調が古いからなのか、機器が違うからなのか、値段が大分違うと思うのですが、1時間に1万円だと8時間使うと8万円。以前、牧園の行事のときに、公民会が負担をしたという話があったと思うんですけれども、これを変える予定はないのか、また変える必要はないのか、その辺りはどうでしょうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（上小園拓也君）

牧園アリーナと国分体育館につきましては、基本的に空調の仕組みが全然違います。国分体育館は輻射式の新しい方式なので電気料金がそれほど掛からないということで安くなっております。牧園アリーナにつきましては、1万500円という金額になっておりますけれども、従来型の空調システムでございまして、実際は、これよりも掛かっている部分がございますので、金額につきましては、このままになってまいります。それから、新しいものということでございますけれども、牧園アリーナの空調設備そのものはしっかりと動いておりますし、使える状況でございます。今年の7月にインターハイがございましたけれども、そのときもしっかりと空調が機能してございまして、使える状態にございましたので、このまま運用を続けていきたいと考えております。

○副委員長（前島広紀君）

今の話も分かるんですけれども、例えば小、中学生が利用する場合に、先ほど言いましたように8時間使って8万円、こんな負担はできないのが現状で、使いたくても使えないの現状ではないかと思えます。最近の夏場の高温に対して、冷房を使いたいのが本当の気持ちだろうと思えますので、使えるものを改修してくださいとは言にくいですが、その辺りも、今後、検討していかなければいけないのではないかなと要望しておきます。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

先ほど、厚地委員から質問がありました国分陸上競技場及び多目的広場の芝生の面積ですが、多目的広場が1万3,500㎡です。国分陸上競技場が全体面積が2万464㎡ですが、芝生の部分がサッカーコート1面、あとラインの外側まで含めて約9,000㎡と考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで市民環境部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時23分」

「再開 午前10時27分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（田島博文君）

議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）の農林水産部総括について、御説明いたします。今回の補正予算は、（款）6農林水産業費の（項）1農業費において、（目）3農業振興費で209万3,000円の増額補正、（目）4畜産業費で1,347万2,000円の増額補正、合計で1,556万5,000円を増額補正しようとするものです。以上、概要でございまして、詳細につきましては、農政畜産課長が説明いたしますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

令和元年度農林水産部農政畜産課の一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）等説明資料の2ページをお開き下さい。まず、中段の（目）3 農業振興費の経営体育成支援事業は、担い手が農業用機械の導入や施設整備をするに当たり、補助金を交付することで主体的な経営発展を支援する事業であり、今回、事業主体が導入するトラクター1台と堆肥散布機1台の経費209万3,000円を計上しており、財源につきましては、全て県費となっております。次に、下段の（目）4 畜産業費の家畜疾病予防対策事業は、アフリカ豚コレラ進入防止緊急支援事業により野生動物侵入防護柵の整備を行った養豚経営体に対して費用の一部を補助し、バイオセキュリティの向上及び経営の安定を支援する事業であり、国、県等の補助を除く養豚経営体の自己負担額の二分の一以内で上限75万円とし補助する経費1,347万2,000円を計上しております。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

経営体育成支援事業で、これは総事業が幾らで、補助率は幾らですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

総事業費が753万8,400円で、補助率につきましては10分の3以内となっております。10分の3以内が209万3,000円となります。

○委員（厚地 覺君）

家畜疾病予防対策事業で、市内の養豚業者数というのはどのくらいあるものですか。総飼養頭数も併せて。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

農家数が20戸になっております。飼養頭数が平成31年2月現在で3万1,706頭となっております。

○委員（下深迫孝二君）

先ほどの審査でも申し上げたんですが、予算説明資料にトラクター1台、堆肥散布機1台と書いてあるんだけど、トラクターが幾らというふうに値段が書いてあれば、こんなにくどくど質問する必要はないんですよ。当初予算になれば、当然、ものすごいボリュームになるわけです。もう少し親切に細かく値段を入れていただければ、あなた方も楽をする。質疑がだらだら続かないわけですから、ぜひ、そのように心がけていただきたいんですけども、トラクターが幾らで、堆肥散布機が幾らか、お聴きします。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

トラクターが55馬力で638万2,800円です。うち補助金が177万2,000円。それからマニアスプレッダーが1台ですけれども、金額が115万5,600円、うち補助金が32万1,000円となっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時34分」

「再 開 午前10時47分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（武田繁博君）

議案第169号、令和元年度 霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、商工観光部関係の補正予算につきまして、御説明いたします。今回の補正予算は、議案164号で提案しました国分川原及び国分上小川の第2岩坂工業団地を売却する歳入予算、款）財産収入、項）財産売却収入、目）不動産売却収入 の土地建物売却収入4,500万円を計上しました。以上で、概要の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課長（池田豊明君）

商工振興課の一般会計補正予算（第7号）につきまして、御説明いたします。令和元年度一般会計補正予算（第7号）の17、18ページを、お開きください。今回の補正は、市保有の第2岩坂工業団地を売却することに伴う土地売却収入4,500万円を計上したものです。第2岩坂工業団地は、霧島市土地開発公社の経営健全化を図り、引き続き、企業誘致用地として活用するため、平成27年3月、市資産として霧島市土地開発公社から取得し、保有している工業団地です。このたび、鹿児島市に本社を置き、物流業務の管理運営と農水産物の保管管理を行っています二幸冷蔵運輸株式会社と当該工業団地の売り買いについて、協議が整いましたことから、土地売却収入を計上したものです。当該工業団地の所在地は、霧島市国分川原字平石1102番3他7筆、地目・面積は、宅地1万434.12㎡、雑種地1,214㎡、山林1万2,961㎡、合わせて2万4,609.12㎡です。以上で、商工振興課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

この面積を4,500円で売却するという事なんですが、土地開発公社から買い上げたときの金額は幾らになっていますか。

○商工観光部長（武田繁博君）

平成27年3月に、市が土地開発公社より取得しております。そのときの金額は9,621万3,993円でございます。

○委員（下深迫孝二君）

買い上げたときからすると大体半額と。企業誘致だから、それもやむを得ないのかなと思うんですが、現在、企業誘致をしたくても工業団地がないという状況に至ってきていますよね。今、県の臨空団地のほうに企業さんにはおいでいただいているということです。この中には山林も含まれているから、ちょっとお尋ねするんですけども、今後、ここを企業誘致のために造成したいといった考えは全くないわけですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

この第2岩坂工業団地の造成前は、全て山林だったわけです。そこを有効に活用できるようにということで宅地化した部分もございませうけれども、半分以上が山林ということで、そこを造成してということはできる場所にはございませう。

○委員（下深迫孝二君）

その宅地は、岩坂工業団地に入っただけで建設会社の大きな置き場がありますよね。あのもう少し上に上がった左側の所の事かなと思うんですが、その場所はどこですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

お手元に位置図をお配りしておりますけれども、今回の売却予定地はこの位置図の赤で囲まれた部分でございます。この湾曲している道路と平場の所が宅地となっておりますけれども、そのほかに周りに山林がございませう。今回は、ここを一団で売却するという形でございます。それが売却の条件でございますので、第2岩坂工業団地全ての筆を今回、購入していただくということでございませう。

○委員（下深迫孝二君）

ですから、今、手前の梅ヶ谷の信号のところから上に上がっていくと、左側に建設業者の資材置き場がありますよね。図面を見たときに、その奥のほうになるのかなと。そこはどうなんですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

今、委員がおっしゃる、その資材置き場は、ちょっと確認できないんですけども、名波団地から高速道路の下を通過して交差点がございます。それと北側に岩坂工業団地がありますけれども、そのことのちょうど中間ぐらいに位置になります。

○委員（下深迫孝二君）

企業に立地していただくことは非常に有り難いことです。今後も商工観光部としては工業団地ということも視野に入れていかないと、立地するとなったときに、工業団地がないのでは、ほかの自治体に持っていかれるということになりかねないわけですので、そこらは十分検討していただきたいということを要望しておきます。

○委員（前川原正人君）

今回、4,500万円で企業が買われて、歳入として入ってくることになるんですけど、こういう流通業者が立地するとなりますと、様々な設備投資を今後していくであろうと予測をされます。霧島市工場等立地促進に関する条例に基づく補助金等の今後の支出、その辺りも当然、協議をし、今後の予定を組まれていくだろうと思うんですけども、その辺の協議と今後の支出が、どういうふうに展開していくのかということまで既に分かっているのでしょうか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

市が行っている企業誘致に関して用地取得の補助金がございます。これにつきましては、流通関連業も対象業種としておりますので、要件を整えば、補助対象ということになります。それには従業員5人以上とか、市との立地協定とか、様々な要件がございますけれども、この取得価格の4,500万円に対しまして40%の補助プラス一人当たり30万円と。最低5名ですので、先ほどの4,500万円の40%で1,800万と30万円掛ける最低5人の150万円を足した金額が最低の額となります。

○委員（前川原正人君）

企業誘致は進めるべきだと思うんですけども、地元の雇用をどう結びつけていくのかということが一番のポイントになっていくと思うんです。そういう要請もしていくという理解でよろしいですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

当然、この二幸冷蔵運輸株式会社からは事業計画を頂いておりまして、補助金の対象になり得るためには操業開始時に5人、そして操業が始まってから1年経過してから補助金の申請をするわけですけども、その時点でも5人いないといけないという条件でございますので、最低限5人の従業員の確保は必要だと考えています。もちろん霧島市民でございます。

○委員（下深迫孝二君）

今回、この企業に分譲するわけですけども、この土地、建物の税収はどのくらいを見込んでいますか。

○商工観光部長（武田繁博君）

試算では、用地及び家屋部分の総計で年額120万円を想定しております。

○委員（愛甲信雄君）

この二幸冷蔵運輸株式会社、主にどういったことをされているのですか。

○商工振興課長（池田豊明君）

二幸冷蔵運輸株式会社は本社を鹿児島市谷山港に有しておりまして、創業が昭和63年、従業員が約70名の倉庫運輸業を営む企業であります。鹿児島市内でトラック運送事業として操業以降、農業、漁業関係の企業や団体を主な取引先としておりまして、大型冷蔵庫、水産加工場などを取得、稼働するなど、着実に事業規模を拡大されております。運輸のスペシャリストとして、同社が誇る徹底した商品管理、安全な保冷システム、迅速な運送ネットワークなどで、全国各地に輸送サービスを

提供しておられまして、消費者の安心安全な食生活を支えている会社であると把握しております。

○委員（愛甲信雄君）

倉庫業主にされていますか。それと水産というのは、どういうことをされていますか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

ただいま、課長からございましたように、昭和63年から一般貨物運送事業を始めておられますけれども、平成15年に、大型の倉庫を取得して、そこで冷蔵冷凍保管事業を開始しております。平成17年から大手酒造メーカーの焼酎用カンショの加工、冷凍、保管業務を行っています。平成23年からは、水産物を言いましたけれども、アメリカ向けの冷凍ブリの水産加工場を造って、事業展開をしております。

○委員（愛甲信雄君）

将来的には、福山のブリの養殖とか、そういったものも見込んだ進出ということでもいいですか。

○企業振興室長（住吉謙治君）

営業所におかれましては、当面は大手酒造メーカーの焼酎用生カンショの保管、管理、あるいは物流事業を展開していくこととなりますけれども、将来的には鹿児島市で行っているような加工施設の構想というものもございます。ブリに関しては東町産になります。

○委員（徳田修和君）

資産として取得した金額も示され、また、この企業の体力も申し分ない所だということも理解しました。その上で、取得に対する補助対象にもなり得る会社だということなんですけれども、それであれば、なぜ、4,500万円というような金額まで交渉で下がっていくものなのか、4,500万円にした経緯といいますか、そこらを御説明いただけますか。

○商工振興課長（池田豊明君）

お手元の資料にございますとおり、土地開発公社から約9,600万円で取得しているわけですが、このときには土地開発公社が解散プランに基づくということで、その一環として購入しております。その金額の中には土地の取得代金、造成費用、あと金融機関からの借入れの支払利息、それまでの維持管理費用というものが含まれた金額となっております。土地開発公社の解散プランの中にも借入額等の金額を解消していかないといけないということで、簿価での売却というような形で進めていこうとなっておりますが、その中で、縮減していくためには、民間にする場合は、簿価を下回る形での売却もやむを得ないということで意見が出されています。その簿価を下回ったとしても、売却する場合に当時の売却時の公示価格であったり、固定資産評価額、そういうものの適性を図った上で売却してくださいというようなことで、市のほうからの意見書も出ています。今回の4,500万円につきましては、平成27年度に鑑定評価をかけております。岩坂工業団地一体を評価した場合、平成27年度の市場価格として4,500万円が妥当という形で評価が出ています。ちなみに参考ですが、昭和63年ぐらいに地権者から土地開発公社が購入していますが、その時期の国分市の宅地の平均単価より平成27年の霧島市の宅地の平均価格は約45%下落しています。そういった要因もあって、4,500万円という単価が算出されたと思っています。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で商工観光部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時06分」

「再開 午前11時08分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めま

す。

○建設部長（猿渡千弘君）

それでは、議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）の建設部関係について御説明申し上げます。今回の補正予算は、土木費の河川費で災害関連地域防災がけ崩れ対策事業1,400万円の追加計上と山崎線街路整備事業に係る債務負担行為1億4,300万円を設定しようとするものです。以上で、総括説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が御説明しますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○土木課長（西元 剛君）

議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）の土木課関係について、御説明申し上げます。補正予算に関する説明書15から16ページ、補正予算等説明資料3ページ、（款）17県支出金（項）2県補助金（目）6土木費県補助金（節）6災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費980万円は、上井地区の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る県補助金です。補正予算に関する説明書25～26ページ、補正予算等説明資料3ページ、（款）8土木費（項）3河川費（目）1河川管理費、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業1,400万円の計上は、本年7月1日に発生した国分上井地区のがけ崩れ箇所の崩壊防止工事に係る委託料550万円と工事請負費850万円です。なお、本事業は、補助事業の採択までに時間を要したため、本補正予算第2条で繰越明許費の設定を行うものです。

○都市計画課長（三島由起博君）

補正予算書6ページ、補正予算に関する説明書34ページ、山崎線街路整備事業に係る債務負担行為について御説明いたします。令和2年度に供用開始を予定している山崎線の債務負担行為の補正については、期間を令和元年度から令和2年度の2か年とし、限度額は、早期完成に向けた事業工程を勘案し、工事の早期発注予定額1億4,300万円としたところです。なお、特定財源は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金6,820万円と地方債として合併特例債7,100万円を充当しています。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

上井地区のがけ崩れ箇所の崩壊防止工事に係る委託料550万円、工事請負費850万円、合計1,400万円ということですが、この補助事業の採択までに時間が掛かったということですが、どのような理由によって、現在に至ったのかお示してください。

○土木課長（西元 剛君）

今年7月1日の豪雨によりまして、国分上井地区で法面崩壊が発生しております。本地区はがけ上には諏訪神社がございまして、がけ下には人家が2戸ございます。最初は、協議の中で、県単急傾斜地崩壊対策事業で追加要望を行うという形になっておりましたけれども、今年の9月11日に激甚災害に指定されたということで、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業での採択が可能となりました。その申請を行ったところ、11月22日に内定がきたところでございます。

○委員（徳田修和君）

今回の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費は、歳出は河川管理費となっております。どういう理由で河川費からの歳出となるのでしょうか。

○土木課長（西元 剛君）

通常の災害は河川管理費の中で支出しておりますので、河川管理費となっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで建設部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時15分」

「再開 午前11時17分」

○委員長（松枝正浩君）

次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育部関係につきまして、御説明いたします。令和元年度一般会計補正予算書（第7号）、3ページをお開きください。今回の補正予算は、(款)10教育費のうち、(項)2小学校費を4,779万8,000円増額、(項)3中学校費を61万8,000円増額、(項)7保健体育費3億2,851万4,000円のうち、教育部関係として229万6,000円を増額し、総額5,071万2,000円を増額しようとするものでございます。補正の内容と致しましては、小学校にデジタル教科書を導入する経費、小中学校に校務支援システムを導入する経費、発達障がい等のある生徒に対する特別支援教育の推進に係る経費、経済的理由により就学困難な児童生徒に対する貧困対策に係る経費を計上いたしております。次に、補正予算書の5ページをお開きください。債務負担行為の追加と致しまして、指定管理者との協定で定める管理費用、同じく6ページの隼人学校給食センター給食配送業務委託を計上いたしております。指定管理者との協定で定める管理費用につきましては、総括で総務部長が説明いたしましたので、それ以外の詳細につきまして、関係課長が説明いたします。御審査をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（芝原睦美君）

学校教育課に関する令和元年度一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。令和元年度一般会計補正予算（第7号）に関する説明書13、14ページ、27から32ページ、令和元年度一般会計補正予算（第7号）等説明資料3から6ページ、令和元年度一般会計補正予算（第7号）に関する説明書の27、28ページ、説明資料の3ページをお開きください。(款)10教育費(項)2小学校費(目)2教育振興費(節)14使用料及び賃借料、18備品購入費及び20扶助費の総額4,779万8,000円を増額しようとするものです。まず、(節)14使用料及び賃借料につきましては、小学校パソコン整備事業に係るものでございます。こちらは、来年4月からの校務支援システムの本稼動に向け、令和2年3月から5年間の長期継続契約とするため、3月の1か月分のリース料としまして47万2,000円を計上いたしました。次に、(節)18備品購入費につきましては、小学校教師用教科書等配布事務に係るものでございます。こちらは、教科書改訂に合わせて国語・算数・理科のデジタル教科書を購入する費用としまして、4,526万9,000円を計上いたしました。次に、節20扶助費につきましては、小学校要保護及び準要保護児童就学援助事業に係るものでございます。こちらは、認定者の増加により経費の不足が見込まれることから、205万7,000円を追加しようとするものです。充当している特定財源は、令和元年度一般会計補正予算（第7号）に関する説明書の13、14ページに記載しております(目)6教育費国庫補助金(節)2要保護児童生徒就学援助費、4万2,000円でございます。次に、予算に関する説明書の29、30ページ、説明資料の4ページをお開きください。(款)10教育費(項)3中学校費(目)2教育振興費(節)14使用料及び賃借料と20扶助費の総額61万8,000円増額しようとするものです。まず、(節)14使用料及び賃借料につきましては、中学校パソコン整備事業に係るものでございます。こちらは、小学校費同様、校務支援システムに係る経費で、24万4,000円を計上いたしました。次に、(節)20扶助費につきましては、中学校特別支援教育就学支援事業に係るものでございます。こちらは、予算単価が増額になったことと認定者の増加により経費の不足が見込まれることから、37万4,000円を追加しようとするものです。充当している特定財源は、予算に関する説明書13、14ページに記載しております(目)6教育費国庫補助金(節)1特別支援教育就学奨励費18万6,000円でございます。次に、予算に関する説明書の31、32ページ、説明資料の5ページをお開きください。(款)10教育費(項)7保健体育費(目)4学校保健体育費(節)20扶助費につきましては、要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業(医療費)に係るものでございます。こちらは、治療費の増額等により経費の不足が見込まれることから、28万7,000円を追加しようとするものです。充当している特定財源は、予算に関する説明書13、14ページに記載しております。(目)6教育費国庫補助金(節)5要保護児童生徒医療費9万4,000円でございます。引き続き、

予算に関する説明書の31, 32ページ, 説明資料は6ページをお開きください。(款)10教育費(項)7保健体育費(目)5学校給食費(節)20扶助費につきましては, 準要保護児童生徒就学援助事業(給食費)に係るものでございます。こちら認定者が増加したことにより経費の不足が見込まれることから, 200万9,000円を追加しようとするものです。以上でございます。

○学校給食課長(堀ノ内敬久君)

学校給食課に関する令和元年度一般会計補正予算(第7号)について, 御説明いたします。令和元年度一般会計補正予算(第7号)6ページ, 令和元年度一般会計補正予算(第7号)に関する説明書34ページ, 令和元年度一般会計補正予算(第7号)の6ページをお開きください。第3表, 債務負担行為補正の最後の行の隼人学校給食センター給食配送業務委託でございます。債務負担行為の期間は令和元年度から令和6年度, 限度額が1億850万円でございます。内容は, 隼人学校給食センター管内の6小学校, 2中学校, 1幼稚園に給食を配送する業務を委託するものでございます。以上でございます。

○委員長(松枝正浩君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(川窪幸治君)

説明資料3ページ, 小学校教師用教科書等配布事務ということで4,526万9,000円となっていますけれど, これは各学校にいくつずつというふうに, 個数があるのかお伺いします。

○学校教育課長(芝原睦美君)

各小学校, 国語, 算数, 理科については3年生から6年生までにデジタル教科書を配布する予定にしております。

○委員(川窪幸治君)

これは先生用ですよ。

○学校教育課長(芝原睦美君)

各学年一つというふうに配布をして, 先生が授業で, そのデジタル教科書をスクリーンに映して, 指導するということになります。

○委員(川窪幸治君)

小学校の場合は, 先生が全ての教科をされるということになるでしょうから, ある特定の決まった学年の先生が使われるようなことになるかと思うのですが, 多分, 平成22年ぐらいから始まっているのかなと思うんですけども, このデジタル教科書の普及率というのは, 鹿児島県なり全国でどうでしょうか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

県のデータについては持ち合わせておりませんが, 基本的に4年ごとに教科書の改定でありますので, デジタル教科書も4年ごとに変わっていくということになります。平成26年が直近ですけれども, 本市では, 全ての小学校に国語, 算数を全学年に, 理科が3年生から6年生に導入しています。

○委員(川窪幸治君)

昨日, ちょっと見てみたら, 全国的40%から50%というようなものが出ていたところであったんですけども, 中身というかデータの入れ替えをされていくのであれば, そこにまた予算が掛かっているのかということはどうですか。

○学校教育課長(芝原睦美君)

バージョンアップがあっても, 基本的には4年間は費用が掛からないということになっております。

○委員(山口仁美君)

説明資料3ページ, 小学校要保護及び準要保護児童就学援助事業についてお伺いします。認定者の増加に伴い経費の不足が見込まれることから, 所要の額を追加するということが予算が計上され

ております。この増加に伴い不足が見込まれているということで、205万7,000円は、何名分なのか。それから、この人数分が加わったことで総数が何名分になったのか。全体の子供たちに占める割合までは分かればお願いします

○学校教育課主幹（福永清美君）

当初、1,418人で計上しておりましたところ、実績と致しまして1,501名となっておりますので、83名増加しております。

○委員（山口仁美君）

これは要保護及び準要保護となっているんですけれども、これを含んだ人数になりますか。

○学校教育課主幹（福永清美君）

要保護は含まれず、準要保護の児童数になります。

○委員（山口仁美君）

事業名は要保護と準要保護となっているけれども、今回、補正で増額した分は準要保護の分が83人増えたという理解でよろしいですか。

○学校教育課主幹（福永清美君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（山口仁美君）

確認のために、先ほどの数字について伺いたいんですけれども、1,418名の予測が1,501名になったのは準要保護の分というふうに理解をしているんですけれども、要保護の児童は、今、何名になりますか。

○学校教育課主幹（福永清美君）

87名になります。

○委員（山口仁美君）

昨年も同じような感じで増加しているというような説明があったような気がするんですけれども、この原因に対する対策みたいなものを取っている結果といいますか、増加傾向ということになるのでしょうか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

83人の増加ということで、これは準要保護ですけれども、当初が1,418人、そして10月1日現在で1,453人を認定しております。それから例年、過去2年間の年度途中の認定者数、これが増えていきますので、それを見込んで1,501人という数を出しております。年度途中で認定していく。それから毎年、この準要保護は増加傾向にございますので、補正をお願いしているということが続いているという状況です。

○委員（川窪幸治君）

デジタル教科書の件ですけれども、1台の単価が幾らで、何台を購入予定でいらっしゃるのか。重ねて、学校パソコンについてもお願いします。

○学校教育課長（芝原睦美君）

先ほど国語、算数、理科の3教科の導入ということでしたけれども、国語については7万2,000円掛ける6学年掛ける35校。算数につきましては7万円掛ける6学年掛ける35校。理科につきましては3年生から6年生までセットになっておりまして、25万円掛ける35校です。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の下の小学校パソコンの台数を、中学校も合わせてお願いします。

○学校教育課長（芝原睦美君）

パソコン整備事業は校務支援策システムの導入ですので、学校に一つということになります。したがって、小学校35校、中学校13校です。いわゆるソフトを入れる事業ですので、学校数ということになります。

○委員（川窪幸治君）

これは学校に一つという考え方でいいということですね。これも中身というのはデータを変えたりすると思うんですけど、そのときの更新の費用がいくらかどうか分かりますか。

○学校教育課指導事務グループ長（加治木徹君）

1回、この校務支援システムを入れれば、リース期間中はバージョンアップは少しはあるんですけど、基本、変更しなくていいという形になります。ですので、この金額ということになります。

○委員（川窪幸治君）

この校務支援システムを入れることで、本市の教育委員会として、教職員の働き方改革ということにつながっていくと思うんですけども、どの程度の成果が出ると見込まれているのか、お示しください。

○学校教育課長（芝原睦美君）

一般質問の答弁でも申しましたけれども、中学校が現在、トライアル版というのを入れていまして、業務の改善がなされた実感している教職員が約85%ということで、小学校も同様の効果が出るのではないかと考えております。

○委員（川窪幸治君）

85%というすごい成果だと私も思っているところなんですけど、関連性があるのかもしれないですけど、このデジタル教科書というものも、多分、今から先生方が勉強されて取り組んでいかれる。それまでに時間も掛かるというのも分かってはいます。このデジタル教科書を導入されるときに、アクティブラーニングというような視点の大きさというのがあるというように示されているところなんです。そこに行き着くと、この間、私も一般質問をさせてもらいました学校図書館の利用というところでもアクティブラーニングというのが――。ただ、その時点で今度はディープラーニングというのが出てきて、これが児童生徒からの発信になるのか、教師からの発信になっていくのかというようなところがあるんですけども、その辺のところはどのように考えていらっしゃるのか、お示しください。

○学校教育課長（芝原睦美君）

これからの授業が主体的で対話的で深い学びということで、児童生徒が主体的に学習に取り組むということが大事だと思います。その中で全てデジタル教科書でやるわけではなくて、情報教育の考え方も出てくるんですけども、いろいろな媒体、メディアを使って、適切に自分の考えを発信するということが大事であって、このデジタル教科書も考えるための、あるいは思考するための一つのツールであるという位置付け。場合によっては、例えば徒然草のあの状況を、なかなか触れることができないので、映像を見せて想像させてあげたり、そういった使い方、考えるための、そしてみんなを教科書を見ながら絵を見るのではなくて、みんなで映像を見たり、音を聴いたりしながら、考えを深めていくというツールになるので、それに適したものがデジタル教科書なのか、本なのか、テレビなのか、音声なのか、それを教師がうまく組み合わせていくという形になります。

○委員（川窪幸治君）

課長が言われるとおり、デジタルがいいのか、本がいいのかと言われますと、想像させる面では本のほうが有効的かなというような思いもありますが、導入されるということですので、そこは教師の皆さんが、本当にうまい具合に勉強をしていただかないといけないところであるのかなと思って、これは要望しておきます。

○委員（前川原正人君）

予算説明書28ページ、備品購入費4,526万9,000円を一般財源として計上されているわけですけども、これは後ほど、国庫補助なり一般財源に代わる財源補填というのはないのでしょうか。

○教育部長（中馬吉和君）

財政措置はされますけれども、特定財源というのではないです。

○委員（前川原正人君）

最終的には交付税措置になるであろうという理解でよろしいですね。

○教育部長（中馬吉和君）

そのような理解で結構です。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、説明資料4ページ、中学校特別支援教育就学支援事業のほうで、国の予算単価が増額になったと記載してあるんですけど、単価がどういうふうに変化したのか、お示してください。

○学校教育課長（芝原睦美君）

新入学児童生徒学用品費と校外活動費などの限度額が2019年に引き上げられているんですけども、主に学用品費は児童のほうは50円、生徒が95円。大きいのが新入学児童生徒学用品費等で児童も生徒も5,000円上がっています。あとは校外活動費等で児童が5円、生徒が10円という状況でございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点、説明資料3ページで、要保護というのは生活保護の方たちと。準要保護というのは生活保護に準じるものという理解をしているわけですけども、先ほど、これは年々増えてきているとおっしゃったわけですが、その要因というのが、どういうものなのか。なぜ、そうなるのか、そういうことを学校の現場であったり、様々な場面で見ていく必要があると思うんですが、どのように分析していらっしゃるのか、お示してください。

○学校教育課長（芝原睦美君）

要保護、準要保護児童生徒については、全国的には平成24年をピークにして横ばい状態が続いていると認識しております。本市については、認定される方がだんだん増えていっております。これについては、以前は、制度がありますよというお知らせだけであつたんですけども、平成28年度から年度初めに、全ての御家庭に、就学援助の制度がありますが、この制度を利用されますか、されませんかという形でお知らせをして、希望する場合には申請書をとる形になったので、就学援助制度も認知が進んでいっているのではないかなと思います。また、小学校に入学する御家庭には、就学時検診のときに案内をしていたんですけども、入学前に申請をしていただくというのは、趣旨がなかなか至らないということで、今年度からはホームページや広報誌でもそうですけれども、就学時検診以外に保育園のほうに、制度をお知らせするチラシをデータとしてお配りして、これを配っていただきたいということで啓発をしているところですので、そういった面からも、本市においては認定が増加しているのではないかと分析しております。

○委員（徳田修和君）

説明資料5ページにあります要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業の医療費の部分ですけども、目的のところで治療費の増額等に伴い経費の不足というところで、主なる原因はなんでしょいか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

この医療費の単価の見込みについては、前の前の年の実績を使って予算を組むわけです。したがって、当初の予算は平成29年度の単価で出していました。ところが、平成30年度単価実績が分かった段階で、これが値上がりしているということが分かりました。平成29年度から平成30年度にかけてなぜ単価が上ったのかについては、理由が分からないところです。

○委員（徳田修和君）

前の前のということですけども、国庫補助の申請の関係で、前のデータでの申請しかできないということでしょうか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

予算を編成するときの段階ですので、その前の前の年になってしまいます。

○委員（下深迫孝二君）

準要保護の関係で、前川原委員が質疑をされていましたが、こういう制度がありますよ、が申込みをされませんかといったようなことをされているということなんだけど、所得の高い人た

ちでも申込みをされている。そういうことのチェックというのは、どのようにされてるのか。例えば生活保護でも、もらえない人でも申請をしてもらったほうが少しでも得だというような考えの方たちもいらっしゃるようですが、そこらのチェックはどのようにされていますか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

生活保護については生活福祉課のほうに確認いたします。それから申請書を出していただきまして、その収入額が生活保護基準の1.2倍の額を下回った場合は認定と。それを上回った場合には非認ということで決めています。

○委員（下深迫孝二君）

そこらをきちんとチェックされていればいいんですけど、もらえるものはもらったほうが得というような考えがまかり通ってはいけないので、そこはきちっとチェックをして、本当に受けなければいけない方はきちっと受けていただくということをしていただきたいと思います。要望しておきます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで教育部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午前11時57分」

△ 議案第170号 令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第170号、令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

説明に入ります前に資料の訂正をお願い申し上げます。令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）等説明資料の7ページの事業名を高齢者医療制度円滑運営事業と記載してありますが、正しくは、後期高齢者医療費の誤りでございましたので、お詫び申し上げますと同時に訂正方よろしくお願い申し上げます。議案第170号、令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。この補正予算は、平成30年度決算に伴う国への償還金に要する経費を追加しようとするものです。その結果、歳入歳出それぞれ124万2,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,193万3,000円とするものです。詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（末原トシ子君）

令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。歳入について、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算書(第1号)説明書により御説明申し上げます。説明書の8ページをご覧ください。(款)4繰越金(項)1繰越金(目)1繰越金につきまして124万2,000円を追加計上いたしました。次に、歳出につきまして御説明申し上げます。令和元年度霧島市一般会計補正予算(第7号)等説明資料7ページをご覧ください。後期高齢者医療費について、平成30年度高齢者医療制度円滑運営事業国庫補助金の確定による償還金として124万2,000円を追加計上するものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第170号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 0時01分」

「再開 午後 0時01分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、補正予算関係2件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

△ 議案第169号 令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について

○委員長（松枝正浩君）

まず、議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員長（松枝正浩君）

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、今回の議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）に対しまして、反対の立場から討論に参加したいと思います。この歳入歳出、各部、予算計上があるわけですが、最大の反対の理由と致しまして、この予算の中にも盛り込まれております債務負担行為の部分で、霧島市営住宅等指定管理業務を、期間を令和元年度から令和4年度までということで予定をされていることとございます。原則論で言いますと、公営住宅というのは市の財産でありますけれども、行政が管理責任を負うべきだと思います。今回の指定管理をする業者を見てみましても、(株)東急コミュニティが指定管理を受けるわけとございますが、なぜ、市内の業者ではなかったのかと疑問が残るところとございます。地元業者でないことは、地元の経済の観点しても、問題があるということと指摘せざるを得ないと思います。市民の税金で建設された公営住宅は、やはり行政が最後まで責任を持つべきだということと指摘して討論として、反対の討論と致します。

○委員（徳田修和君）

議案第169号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論いたします。今回の補正予算は、体育施設における屋根の防水改修等の維持管理に要する経費や教職員の事務負担の軽減に向けた統合型校務支援システムの導入に要する経費、令和2年度の教科書改訂に合わせたデジタル教科書購入に要する経費を主な内容としております。せまる国体に向けて様々な改修、準備がされてきております。ぜひ、今回は一般財源での改修になるということとあります。国体だけではなく、その後もしっかりと、その体育施設を使っていただけるように改修のほうは万全に進めていただきたいという思いもあります。そして、教職員の事務負担の軽減に向けた校務支援システムということで、来年4月からの校務支援システムの本格稼働に向けての計上ということとありますので、教職員の皆様の業務の軽減、働き方改革を進めるためにも、本市としても重要な事業であると認識しておりますので、以上の点を主なる理由と致しまして、私の賛成討論と致します。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、討論を終結します。これより採決します。議案第169号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者7名であります。起立多数と認めます。したがって、議案第169号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第170号 令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第170号、令和元年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第170号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第170号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（松枝正浩君）

これで2件の議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。

[「委員長一任」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで、予算常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 0時08分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長

松枝 正浩